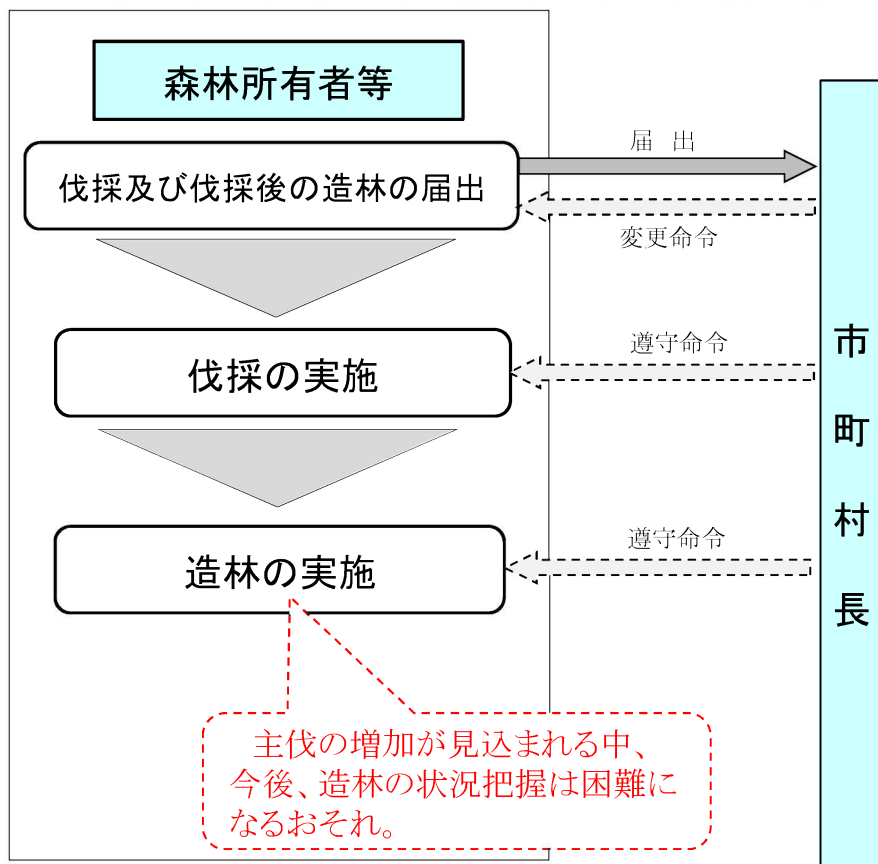


伐採及び伐採後の造林の届出制度の見直し(森林法)

- 森林所有者等に対し、伐採後の造林に係る森林の状況報告を義務付けることにより、伐採後の再造林を確保する。

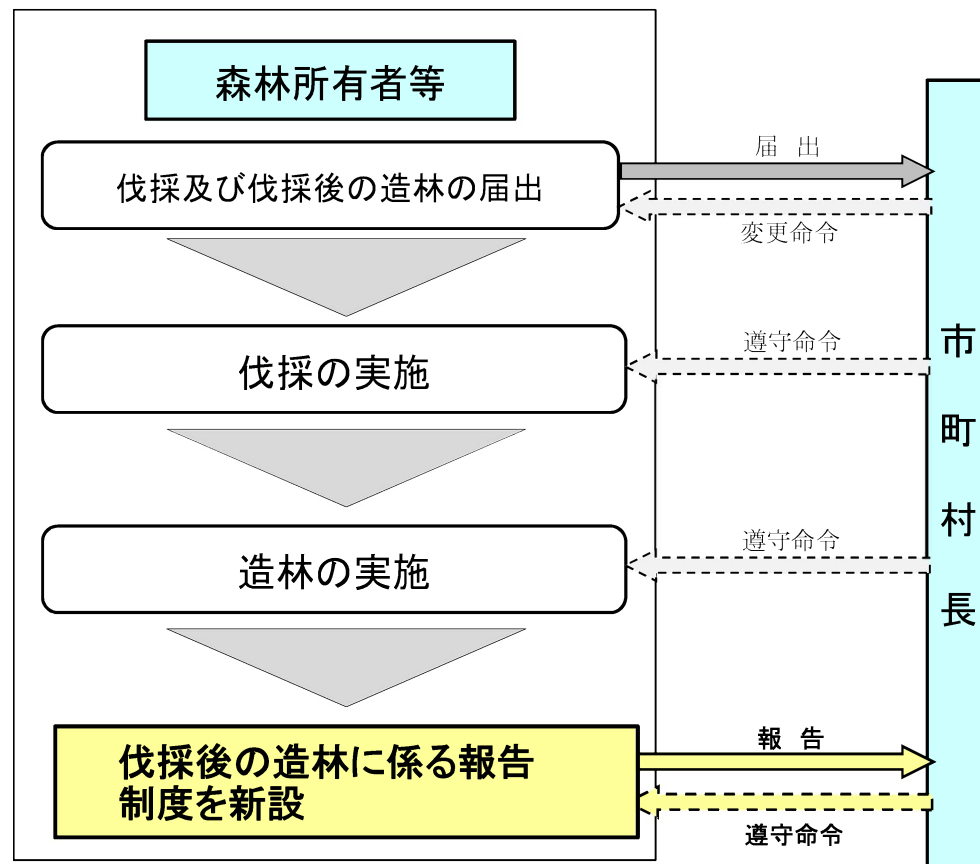
■現行制度

現行制度においても、伐採及び伐採後の造林については事前届出を求めているものの、届出どおりに伐採・造林が行われているか、市町村長が十分に確認できるようになっていない。



■改正後

伐採後の造林の報告制度を設けることにより、市町村長が伐採後の森林の状況を把握しやすくなり、指導・監督を通じた再造林の確保が期せるようになる。



以下、林野庁HPより

森林の立木を伐採するときには届け出が必要です

- ① 立木を伐採するときは、事前に「伐採及び伐採後の造林の届出書」
 - ② 伐採後の造林が完了したときは、「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書」
- を提出することが森林法で義務づけられています！！

届出や報告の提出はなぜ必要なの？

市町村森林整備計画に従った適切な施業をするためです。

「伐採及び伐採後の造林の届出」及び「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告」は、森林の伐採及び伐採後の造林が市町村森林整備計画に適合して適切に行われ、健全で豊かな森林を作ることができるよう提出していただくものです。

誰が提出を行うの？

森林所有者や立木を買い受けた者などです。

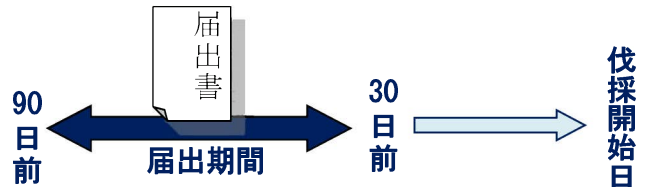
※立木を伐採する者と伐採後の造林を行う者が異なる場合は、共同で提出します。

例えば、以下のとおりです。

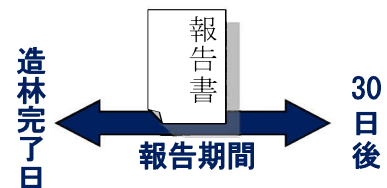
- ◆森林所有者(自分で、あるいは請負によって伐採・造林する場合)
- ◆森林所有者と立木買い受け者(共同)(伐採業者などが森林所有者から立木を買い受けて伐採する場合)

提出の時期はいつ？

- ① 伐採及び伐採後の造林の届出：
伐採を始める90日から30日前まで



- ② 伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告：
造林を完了した日から30日以内



提出先は？

伐採・造林する森林がある市町村の長です。

新設

提出をしないとどうなるの？

- ① 伐採及び伐採後の造林の届出：100万円以下の罰金(森林法第208条)
- ② 伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告：30万円以下の罰金(森林法第210条)

※詳細は、お近くの市町村へお問い合わせください。

伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告について（森林法施行規則第14条の2）

- 新たに法定された「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況の報告」は、伐採した森林（間伐を除く。）について、造林が終わった日（伐採後に森林以外の用途に供する場合は、その伐採が終わった日。）の状況について、造林が終わった日（森林以外の用途に供する伐採が終わった日）から30日以内に市町村長に報告書を提出

○改正森林法

（伐採及び伐採後の造林の届出等）

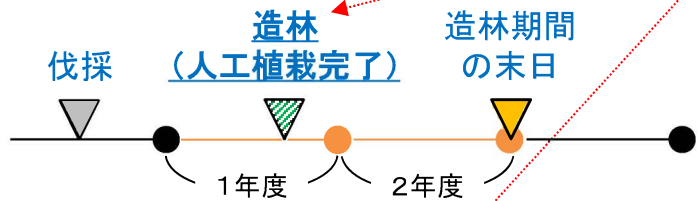
第10条の8（略）


2 森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定により提出された届出書に記載された伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況について、市町村の長に報告しなければならない。

3（略）

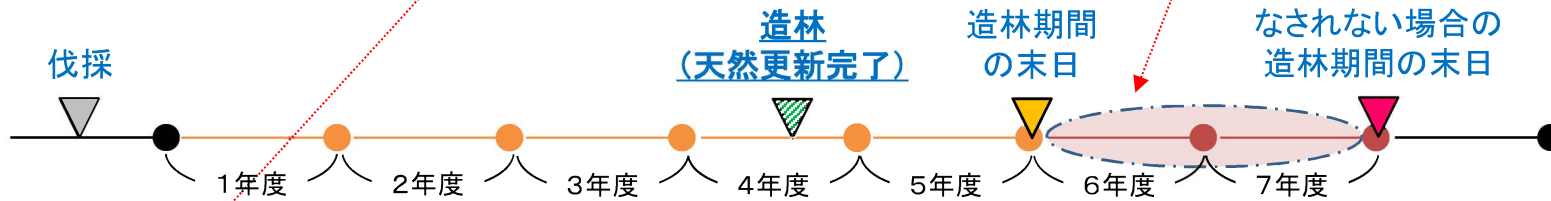
※ 改正森林法施行日（H29年4月1日）以降に提出された伐採届出書に係る森林につき適用されることに留意

○人工造林の場合



造林期間末日までに更新完了しなかった場合（又は5年以内に転用しなかった場合）には、の期間に行った造林について、報告書を提出

○天然更新の場合



○林地転用の場合

